

北上地区消防組合経費分担金納入規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月11日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第1号

北上地区消防組合経費分担金納入規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合経費分担金納入規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合経費分担金納入規則（平成18年北上地区消防組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分担金納入の方法)</p> <p>第2条 分担金の納入方法は、当該年度の分担金を年間の資金計画により6期に分割した額を、4月10日、6月10日、9月10日、11月10日、1月10日及び3月10日までに、<u>管理者が発する納入通知書により北上地区消防組合（以下「組合」という。）</u>に納入するものとする。<u>ただし、組合の財政状況を勘案して納期を繰上げることができるものとする。</u></p>	<p>(分担金納入の方法)</p> <p>第2条 分担金の納入方法は、当該年度の分担金を年間の資金計画により6期に分割した額を、4月10日、6月10日、9月10日、11月10日、1月10日及び3月10日までに、北上地区消防組合に納入するものとする。</p> <p><u>2 管理者は、前項の規定にかかわらず、財政状況を勘案し同項に規定する納入期限を別に定めることができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年5月11日から施行する。